

令和6年度

地域日本語教育実態調査及び実施計画作成支援等業務委託

プロポーザル募集要項

令和6年4月5日

岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課

令和6年度地域日本語教育実態調査及び実施計画作成支援等業務委託 プロポーザル募集要項

県内に居住する外国にルーツをもつ県民（以下、「外国人県民」という。）が安心して地域社会で生活するためには、生活上必要となる日本語能力を習得することが不可欠です。この事業は、「生活者としての外国人県民」が身近な地域で日本語を学ぶことができる体制を整備することを目的に、県内の日本語教育の現状並びに外国人県民のニーズ及び課題を把握する調査（以下、「実態調査」という。）を実施するとともに、実態調査結果や他都道府県施策等を調査・分析することにより、本県が「日本語教育の推進に関する法律」第11条に基づく「基本的な方針」として位置付けている「岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり実施計画」の改定作業を支援するものです。

については、本業務実施に係る企画提案の参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 委託業務等

別添仕様書のとおり

2 委託契約期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

3 委託費の上限

5, 536, 000円（消費税及び地方消費税込み）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、単独の法人等にあつては、以下1から10までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあつては、代表構成員を含むすべての構成員が1から9までのすべての要件を満たし、かつ構成員のうち少なくとも1者が10の要件を満たす必要があるものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前

の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間中に受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 県税の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (9) プロポーザル評価会議の日において県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に搭載されている者であること。
- (10) 令和元年度以降において、国又は地方公共団体から、日本国内における外国人を含む住民を対象としたアンケート調査実施業務又は日本語教育に関する実施計画策定業務等を受託し、履行した実績を有すること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業全体の企画を、様式6に沿って作成してください。

企画提案書は、「日本工業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可）」とし、使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(1) 委託事業の実施

別添仕様書「4 業務内容」に定めるものとし、下記の項目に沿ってその内容を記載してください。

(ア) 日本語教育に対する理解等について

本事業を実施するにあたり、総括責任者及び主任担当者が、国や都道府県における日本語教育の取組事例等への知識を有している、又は精通する者からの助言が得られる体制を構築していることを具体的に示すこと。

(イ) 委託業務実施内容について

以下の内容について、企画案を記載すること。

①実態調査の企画提案

ア WEB調査の企画提案

- ・調査対象者①の抽出方法、抽出件数及び想定する回答率を提案すること。
- ・目標とする回答数を達成するための方法を提案すること。

イ ヒアリング調査の企画提案

- ・ヒアリング調査の対象者、時期、内容、方法、件数を提案すること。

②実態調査結果の分析の企画提案

- ・調査結果の分析方法を提案し、得られるデータの有用性を示すこと。

③課題分析等の項目の企画提案

- ・課題分析等の方向性及び内容の素案について提案すること。

(2) 委託事業の実施体制

本事業の目的を達成するための事業実施体制について具体的に記載してください。

(3) 全体スケジュール

事業実施におけるスケジュールを記載してください。

※スケジュールは表形式で作成し、仕様書の「業務内容」に記載されている業務の項目ごとにその工程をわかりやすく明示すること。

(4) 提案者の能力

- ①経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- ②業務実績（本事業に類する事業の実績）

事業を実施する上で、他の法人等と比較した優位性（令和元年度以降プロポーザル参加申込期限日までに国又は地方公共団体から受託した類似事業実績）を記載してください。
- ③事業実施責任者の経験・能力等

事業実施責任者及び主任担当者の本事業に類する事業実施の実績、資格・経験・能力等を具体的に記載してください。

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項目	日程	
① 募集要領等の公表・配布	R6年4月5日（金）	～ R6年4月26日（金）
② 募集要領等に関する質問受付	R6年4月5日（金）	～ R6年4月26日（金）
③ プロポーザル参加申込受付期間	R6年4月5日（金）	～ R6年4月26日（金）
④ 企画提案書受付期間	R6年4月5日（金）	～ R6年5月10日（金）
⑤ プロポーザル評価会議	R6年5月17日（金）	（予定）
⑥ 審査結果の通知・公表	R6年5月下旬	（予定）

(2) 募集要項当の公表・配布

- ①配布日時 令和6年4月5日（金）～令和6年4月26日（金）
午後8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
 - ②配布場所 岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課
外国人活躍推進係
（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁7階）
- ※募集要項等は、岐阜県のホームページからも入手できます。
岐阜県トップページ>入札・公売>
(https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1)
- ※郵送での配布は行いません。

(3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間
令和6年4月5日（金）から令和6年4月26日（金）午後5時15分まで
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（様式1）を外国人活躍・共生社会推進課あてに電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。
電子メールアドレス：c11176@pref.gifu.lg.jp
- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時岐阜県庁ホームページ上にて公開します。
岐阜県トップページ>入札・公売>

(4) プロポーザル参加申込書の受付

- ① 参加受付期間
令和6年4月5日（金）から令和6年4月26日（金）午後5時15分まで
- ② 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）
 - イ 共同体構成員届出書（様式3）（該当する場合のみ）
 - ウ 共同体協定書の写し（様式4）（該当する場合のみ）
 - エ 共同体委任状（様式5）（該当する場合のみ）
 - オ 岐阜県納税証明書（全税目に未納の徴収金のない旨の証明書）
 ※岐阜県内に事業所を有しない場合又は「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に搭載されている場合は、省略することができます。
 - カ 消費税等納税証明書（未納税額のない旨の証明書（その3、又はその3の3））
 ※岐阜県内に事業所を有しない場合又は「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に搭載されている場合は、省略することができます。
 ※構成員毎、別様で提出してください。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法
- ・ プロポーザル参加希望者は、②の提出書類を外国人活躍・共生社会推進課に持参又は郵送（必着）により提出してください。
 - ・ 受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）とします。
 - ・ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

（5）企画提案書等、書類の受付

- ① 提案書受付期間
 令和6年4月5日（金）から令和6年5月10日（金）午後5時15分まで
- ② 提出書類
- ア 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式6＞
 - イ 見積書（様式任意、見積内訳書を含むこと）
 ※（7）見積書作成に当たっての注意事項を参照
 - ウ 法人等に関する書類
 （ア） 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）
 （イ） 法人等概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式7＞
 （ウ） 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（団体の場合は、同様の内容が分かる資料）
 ※ 共同体の場合は、構成員すべてについて上記（ア）から（ウ）までを提出してください。
 - エ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜様式8＞
 - オ プロポーザル審査資料（SDGsへの取り組み）・・・・・・・・・・・・・・＜様式9＞
 ※構成員毎、別様で提出してください。
- ③ 提出部数
 7部（正本1部、副本6部）
 ※副本6部のうち3部については、企画提案書及び見積書のみとしてください。
- ④ 提出方法
- ・ 外国人活躍・共生社会推進課あてに持参又は郵送（必着）により提出してください。
 - ・ 受付は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）とします。
 - ・ 郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。
- ⑤ その他
 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求め場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- オ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- カ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ク 応募要領に違反すると認められる場合
- ケ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、応募要領等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 参加者が共同体で申し込む場合は、企画提案書等において共同体を構成する法人等が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人等が応募手続きを行い、対応窓口になることとしてください。
- エ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年条例第 56 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日の正午までに、辞退届（様式自由）を外国人活躍・共生社会推進課に持参又は郵送（必着）により申し出てください。また、郵送の場合は、「配達記録郵便」等配達記録が残るものとしてください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税が含まれていることを明示するものとしてください。

② 見積にあたっては、提案内容と整合するものとしてください。

③ 見積書は、様式任意とし、仕様書に係る経費の内訳（委託業務実施に係る経費、そ

の他必要となる経費、一般管理費等を含めて記載してください)

(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課外国人活躍推進係

TEL 058-272-1476 (直通)

電子メールアドレス c11176@pref.gifu.lg.jp

(注意) 上記の各種書類を郵送で提出した場合は、届いているかどうか電話により確認してください。

第3 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が別に定める構成員により組織された評価会議が行います。

なお、評価会議における評価は、評価項目及び評価内容(別表)に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容をもとに、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点します。

2 評価会議の開催時期等

① 開催時期 令和6年5月17日(金)(予定)

詳細については、後日、企画提案参加者に通知します。

② 開催場所

岐阜県庁(岐阜市藪田南2丁目1番1号)又は周辺施設

③ 企画提案の所要時間(予定)

プレゼンテーション 20分間程度

評価会議の構成員からの質疑 10分間程度

④ 注意事項

- ・正式な開催日、開催時間、指定時間及び開催場所については、後日、企画提案者に通知します。
- ・プレゼンテーションを行う方は2名までとします。なお、事業を説明できる方であれば、事業担当者である必要はありません。
- ・提案にあたって用いることができる発表資料は令和6年5月10日(金)までに県へ提出がなされた企画提案書のみとします。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはいたしません。

3 プロポーザル評価項目及び評価内容

別表「評価項目及び評価内容」のとおり

第4 選定に係る事項

1 最優秀提案者(契約交渉の相手方)の選定

- ・上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、評価会議構成員が評価・採点し、各評価会議構成員の順位点の合計が最も高い提案者を、最優秀提案者として選定します。なお、総評価点満点の6割を最低基準とし、評価会議構成員の評価点の平均が基準点(60点)(評価会議構成員の採点数合計÷評価会議構成員数 \geq 60)を満たさない提案者は選定の対象としません。
- ・順位点は下表のとおり、基準点を超えた参加者で評価点の高い順から点を付します。

順位	1位	2位	3位	4位以下
順位点	3点	2点	1点	0点

- ・なお、評価点と同じである者が複数いる場合は、当該順位及びその下位に当たる空位

の合計点数を当該順位となった提案者の数で除して得られる点数とします。

2 同点数の提案者が複数生じた場合等の取扱い

各評価会議構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、各評価会議構成員の順位点の合計及び提案金額が同額である者が複数いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

3 提案者が1者またはない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を最優秀提案者とします。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施します。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに文書にて参加者に通知するとともに、以下の項目を県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称（申込順）
- ③ 全提案者の評価点（得点順）（提案者の名称は秘匿。ただし、応募者が2者の場合には公表しません）
- ④ 「評価会議」の構成員の氏名
- ⑤ その他（最優秀提案者と契約の相手方が異なる場合は、その理由）

第5 契約の締結

1 契約方法

選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、県との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結することもあります。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行います。

2 契約保証金

岐阜県会計規則第114条第2号に掲げる要件の一に該当するときは、免除します。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行ううで必要と思われる業務については、県と協議のうで、委託業務の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別添仕様書の別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意してください。

4 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り

得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

5 事業報告書の提出

受託者は、委託業務終了後、直ちに委託業務完了届、事業実施報告書を県に提出してください。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができます。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者がいる場合は、円滑かつ支障なくこの事業の業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、受託者は、契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないことがあります。また、最優秀提案者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないものとし、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁7階）

岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課外国人活躍推進係

TEL 058-272-1476（直通）

電子メールアドレス c11176@pref.gifu.lg.jp

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として採点し、評価会議構成員の順位点の合計により算出する。なお、評価会議構成員の評価点の平均が基準点（60 点）以上（評価会議構成員の採点数合計÷評価会議構成員数 \geq 60）であることを最低基準とする。

評価項目及び評価内容	評価基準点				
	非常に 優秀	優秀	普通	やや 劣る	劣る
1 提案内容の有効性及び実現可能性					
(1) 日本語教育に対する理解等について 本事業を実施するにあたり、総括責任者及び主任担当者が、国や都道府県における日本語教育の取組事例等への知識を有している、又は精通する者からの助言が得られる体制を構築しているか	5点	4点	3点	2点	1点
(2) 委託業務実施内容について					
① 実態調査の企画提案					
ア WEB調査の企画提案 ・調査対象者①の抽出方法は具体的かつ効果的か ・目標とする回答数を達成するための方法は具体的かつ効果的か	20点	16点	12点	8点	4点
イ ヒアリング調査の企画提案 ・ヒアリング調査の対象者、時期、内容、方法、件数は具体的かつ効果的か ・提案内容は、詳細な回答が得られるものか	10点	8点	6点	4点	2点
② 実態調査結果の分析の企画提案 ・調査結果の分析方法は具体的で、得られるデータの有用性が示されているか	20点	16点	12点	8点	4点
③ 課題分析等の項目の企画提案 ・課題分析等の方向性が示されており、内容は具体的か	10点	8点	6点	4点	2点
小計	65点満点				
2 業務を適正かつ確実に実施する能力等					
(1) 事業実施体制の妥当性 ・業務のスケジュール（準備、実施期間等も含む）が適切であり、事業を適正かつ確実に実施できるよう、十分な人員体制が提案されているか。	10点	8点	6点	4点	2点
(2) 事業実施の能力 ・本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10点	8点	6点	4点	2点
(3) 事業費の妥当性 ・事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	10点	8点	6点	4点	2点
小計	30点満点				
計（1+2）	95点満点				

評価項目及び評価内容	評価基準点					
	5点	4点	3点	2点	1点	0点
3 SDGsへの取組み						
・「環境面の取組み」（1点） 岐阜県プラスチック・スマート事業所へ登録されているか						
・「社会面の取組み」（1点） 障がい者雇用の取り組みを実施しているか						
・「経済面の取組み」（1点） 経済産業省DX認定制度へ登録されているか						
・ぎふSDGs推進パートナー登録制度への登録状況 ぎふSDGs推進シルバーパートナー（1点） ぎふSDGs推進ゴールドパートナー（2点）						
計	5点満点					

プロポーザル募集要項 補足資料

募集要項「2 企画提案書の作成（3）全体スケジュール」を提案する際の補足資料として、以下のとおり仕様書に記載する業務の整理をしたので、参考としてください。

実態調査の実施 (仕様書4)		実施計画案の作成支援 (仕様書4)	
調査 WEB 調査の実施	(1) ア	社会情勢等の分析	(3)
ヒアリング調査の実施	同 イ	実態調査結果からの課題の洗い出し	同
実態調査結果の集計・分析	(2) ア	国・他県施策等の分析	同
実態調査報告書の作成	同 イ	課題分析等報告書の作成	同
検討委員会での報告・検討	(4)	検討委員会での報告・検討	(4)
検討結果の反映	同	検討結果の反映	同
実態調査最終報告書作成	(2) イ	課題分析等最終報告書の作成	(3)